

にちようまどぐち りよう

日曜窓口をご利用ください。

はる ひ こ しーずん あ がつ にちようび よっかいちし まわ しまち くわなし
春の引っ越しシーズンに合わせ、3月の日曜日に四日市市と周りの市町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町、津市、松阪市）が、市役所の窓口を開きます。窓口を開いている市・町の間での転出・転入の手続きであれば、1日で済ませることができます。

◆日曜窓口を開く日と時間（四日市市）

へいせい ねん がつ にち にち じ ぶん じ ぶん
平成31年3月31日（日） 8時30分～17時15分

※ 窓口を開いている時間は、それぞれの市町によって、少し違います。くわしいことについては各市町に聞いてください。

◆主な手続き（四日市市）

○届け出・証明関係

- * 転入・転出届などの手続き（個人番号カード・住基カードを利用する転入・転出届は除く）、戸籍の届出、印鑑登録の手続き
- * 住民票の写し（広域交付住民票は除く）・戸籍・印鑑登録証明書の交付

○マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、住所変更など

- * マイナンバーカードの交付については予約制ですので、先に電話で予約をしてから、来てください。マイナンバーカードの交付は、8：40～16：30の間です。

○外国人市民向け生活オリエンテーション

- * ポルトガル語及びスペイン語で対応します。（10:00～12:00、13:00～15:00）

※これらの手続きは、四日市市で行うものです。（各市町で少し違います。）

【問い合わせ】四日市市役所市民課（Tel.059-354-8152）

